

川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナの取扱い及び荷さばき地の利用制限等に関する要領

平成20年6月1日施行
平成22年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成27年6月1日改正
平成28年12月1日改正
平成30年4月1日改正
平成30年12月1日改正
平成31年2月1日改正
令和2年12月1日改正
令和3年1月1日改正
令和4年4月1日改正
令和5年11月1日改正

(この要領の主旨)

第1条 この要領は、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号。以下「条例」という。）第7条に基づき、川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナの取扱い及び荷さばき地の利用制限等について、必要な事項を定めるものとする。

(蔵置コンテナの制限)

第2条 荷さばき地のうち、K-1-1、K-1-2、K-2、K-5及びK-6区画を利用しようとする者は、原則として空コンテナのみ蔵置するものとする。ただし、指定管理者が認めた場合に限り実入りコンテナの蔵置を認めるものとする。

(コンテナの上積み制限)

第3条 荷さばき地を利用しようとする者は、原則としてコンテナの上積みを4段以内とする。ただし、一部の区画については、次の表の上積み制限に従わなければならない。

区画	上積み制限	
	実入りコンテナ	空コンテナ
K-1-1、K-1-2	2段	3段
K-2、K-5、K-6	2段	4段
R-1、R-2、R-3-1、	3段	3段

(委任)

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

附則（平成20年6月1日）

（施行期日）

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日）

（施行期日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月22日）

（施行期日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年4月1日）

（施行期日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年5月29日）

（施行期日）

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則（平成28年11月28日）

（施行期日）

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附則（平成30年3月28日）

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年11月30日）

（施行期日）

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附則（平成31年1月31日）

（施行期日）

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附則（令和２年１１月３０日）

（施行期日）

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

附則（令和２年１２月２５日）

（施行期日）

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附則（令和４年３月３１日）

（施行期日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和５年１０月３１日）

（施行期日）

この要領は、令和５年１１月１日から施行する。